

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名 資源循環推進課	整理番号 5-5
処分の種類	特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令	
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の6	
処分の概要	特別管理産業廃棄物処理業者に対し、その許可の取消し及び期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずる。	
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 行政処分の基準は別表のとおりとする。</p> <p>2 別表に定める処分事由(以下「違反行為等」という。)が2以上ある場合は、それぞれの違反行為等に対応する処分日数の合計によるものとし、その日数が90日を超えるときは取消処分とする。</p> <p>3 違反行為等により生活環境保全上支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められるときは取消処分とする。</p> <p>※行政処分の基準(別表)は別紙</p>	
基準の根拠	産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の取扱要領 (平成13年10月1日付け13廃第261号)	